

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(4) 産業競争力の強化 ④ DMOによる観光地経営の推進

国への提案事項

観光立国推進基本計画においても、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」を重視しており、各地域において観光地経営を担うDMOの果たすべき役割は極めて重要となっている。こうした中、アフターサミットや2025年の大阪・関西万博を見据えたインバウンドのV字回復に向けて、DMOの安定的な活動を支えるための財政的基盤の強化が急務である。

1 国際観光旅客税について、新型コロナウィルス感染症の影響により、税収が落ち込んでいるが、今後、一定の税収が確保された後は、観光地経営を実際にしているDMOを含む地方の観光振興施策に、自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

2 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、法的枠組みを整備すること

- 具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている、TID制度を参考に、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、次の点を踏まえて制度改正を行うこと
 - ・ 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について、活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
 - ・ 5年を超える長期的な施策展開にも制度を活用できるよう、更新手続きを規定【提案先省庁:内閣府、観光庁】

現 状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO_(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進。

※1:登録DMO:270法人、候補DMO:56法人が登録を受けている。(2023年3月31日現在)

- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進した結果、2019年のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、過去最高を更新した(その後は、新型コロナウィルス感染症の影響により厳しい状況が続いている。)。

◆広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延べ宿泊者数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊者数（人）			2022年 /2021年 (%)
		(参考) 2019年	2021年	2022年〔速報値〕	
(一社) せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	4,401,650	196,810	472,250	240.0%
(一社) 山陰インバウンド機構	鳥取・島根	288,690	22,290	24,210	108.6%
【参考】全国数値	47都道府県	115,656,350	4,317,140	16,760,470	388.2%

(出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」)

- 「国際観光旅客税」の徵収が開始(2019年1月)され、2023年度は約81億円の予算が計上されているが、大半は、文化資源の活用や国立公園の環境整備、円滑な出入国・通関等の環境整備などに大半が充当されており、DMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部にとどまる。
- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度に関するガイドラインを改正したが_(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2: ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続が煩雑になり、現実的ではない。

また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

関係法令の施行

- 國際觀光旅客稅法が成立し、2019年1月7日から國際觀光旅客稅の徵収^(※3)を開始

※3:日本から出国する旅客(國際觀光旅客等)から徵収(出国1回につき1,000円)。2023年度は約81億円を予算計上。

◆ 國際觀光旅客稅法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に國際觀光旅客稅の稅収を充當。

- ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③地域固有の文化、自然等を活用した觀光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ①市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徵収。
- ②受益者から徵収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注)海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度^(※4)の分担金を徵収し、觀光地経営を実施。

※4:先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、觀光地経営を行っている。

BID:Business Improvement District ビジネス改善地区

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID:Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が觀光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徵収する制度

課題

● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ①広域連携DMO、地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。
- ②事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存しており、安定した財源の確保が必要。
- ③DMOが対象となる国の支援事業やメニューの数は増加しているものの、多言語表記やトイレ整備等、市区町村エリアでの受入環境整備など、活動エリアが複数都道府県にまたがる広域連携DMOには馴染まないものが多く、広域DMOに求められる役割と国の支援制度にミスマッチがある。
- ④構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

● 国際観光旅客税の使途についての課題

- ①国際観光旅客税の大半は、2022年度においても前年度と同様に国主導の取組(文化資源の活用や国立公園の環境整備等)に充当されており、観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部に留まる。
- ②その内容も、人材育成支援といった側面支援的なものや、地方運輸局が実施主体でありDMOの自由度が低いものとなつており、観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるものとなっていない。

● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ①市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上活用が困難である。
- ②計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。